

議 第 四 号

仙台市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十七年三月十五日

提 出 者

議員	提 出 者
相 沢 芳 則	相 沢 芳 則
赤 間 次 彦	赤 間 次 彦
植 田 耕 資	植 田 耕 資
正 木 満 之	正 木 満 之
小 山 勇 朗	小 山 勇 朗
加 藤 栄 一	加 藤 栄 一
屋 代 光 一	屋 代 光 一

仙 台 市 議 会 議 長  
鈴 木 繁 雄 様

## 仙台市情報公開条例の一部を改正する条例

仙台市情報公開条例（平成十二年仙台市条例第八十号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「市長」の下に「、議会の議長」を加える。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。  
（仙台市議会情報公開条例の廃止）
- 2 仙台市議会情報公開条例（平成十二年仙台市条例第九十三号）は、廃止する。  
（仙台市議会情報公開条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の仙台市議会情報公開条例（以下「旧議会情報公開条例」という。）第六条第一項の規定によりされている公文書の開示請求は、この条例による改正後の仙台市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第一項の規定による開示請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧議会情報公開条例第十八条に規定する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定によりされている不服申立ては、改正後の条例第十八条第一項に規定する同法の規定による不服申立てとみなす。
- 5 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧議会情報公開条例の規定によりした処分、手続その他の行為で改正後の条例中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

### 理 由

議会の情報公開制度を統合し、実施機関に議会の議長を加えるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。